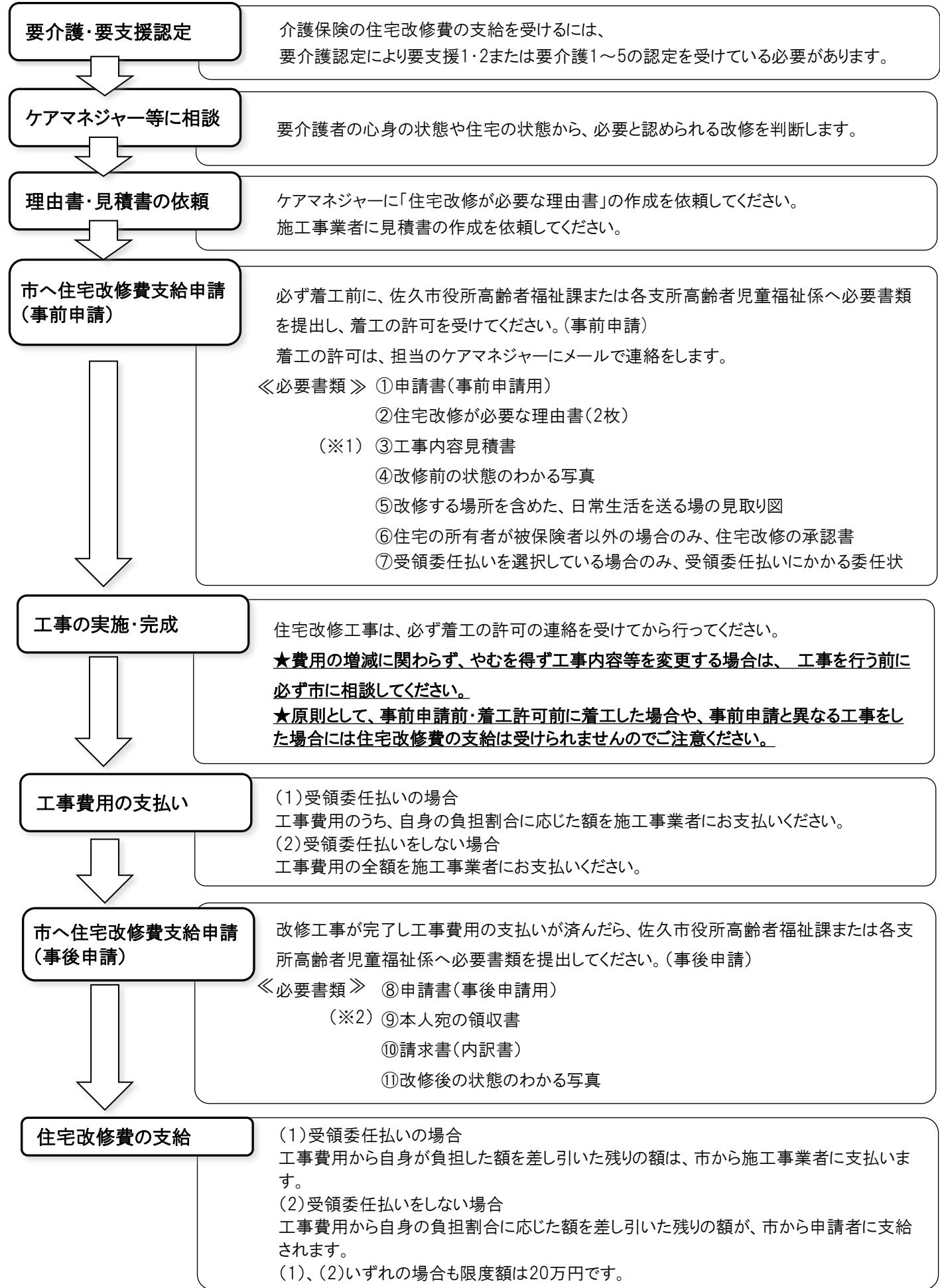


介護保険「住宅改修」の手続きのしかた

R7.12.15



◆申請に必要な書類について◆

①・②・③・⑥・⑦・⑧については市ホームページから様式をダウンロードできます。

(※1) ③見積書には、工事の内容、規模、材料費、施工費、諸経費等の記載をお願いします。

④改修箇所ごとの改修前の写真で、撮影日及び工事内容が記入されたものをご提出ください。

カメラに日付を入れる機能がない場合は、日付を記入した黒板や紙等と一緒に写してください。

⑤改修する場所を含めた、日常生活を送る場の見取り図をご用意ください。

トイレまでの廊下に手すりを設置する等、動線を示す必要がある場合は、その全体がわかるようにご記入ください。

(※2) ⑨領収書の宛名は本人(被保険者)です。

⑩見積書と同様に算出した請求書をご提出ください。

請求書の金額が事前申請時の見積書の金額と異なる場合には、住宅改修費の支給はできません。

⑪事前申請時と同様に、改修箇所ごとの改修後の写真で、撮影日が記入されたものをご提出ください。

改修前と同じ位置から撮影してください。

◆その他・申請時の注意点等◆

介護保険の住宅改修は、被保険者が現に居住する住宅(住民登録地)について行われたもののみが対象です。あくまで本人の日常生活動作を支援するためのものであり、対象となるのは日常生活のために必要な最低限の改修です。「日常生活動作の動線に関わらない改修」、「古くなったものを新しくするための改修」、「見栄えを良くするための改修」や、本人の身体状況から見て不要及び過剰な改修は住宅改修費支給の対象外です。

《介護保険住宅改修費支給の対象とならない工事の例》

- ・庭の手入れをするため、縁側から庭への出口の段差を解消する工事
- ・趣味で使用する部屋に手すりを設置する工事
- ・新しく部屋を増築し、バリアフリーにする工事
- ・老朽化し、たてつけが悪くなってきた扉を新しいものにする工事

《入院中または施設入所中に改修する場合》

介護保険の住宅改修費の支給を受けるには、退院・退所し、在宅に戻って改修後の住宅で実際に生活していることが必要となります。

退院・退所しないこととなつた場合は、申請の取下げになり、支給対象とはなりません。

《認定申請中に改修する場合》

介護保険の住宅改修費の支給を受けるには、要介護認定を受けている必要があります。

認定申請中に住宅改修はできますが、工事完了届は認定結果が出てからになります。

認定結果が非該当(自立)の場合は、申請の取下げになり、支給対象とはなりません。

★ 詳細については、市ホームページ掲載の「介護保険 住宅改修のてびき」をご覧ください。

その他、制度や工事の内容について不明な点は佐久市役所高齢者福祉課介護保険給付係

または各支所高齢者児童福祉係までお問い合わせください。